

議案第80号

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和29年白岡町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.04」を「100分の7.15」に改める。

第4条中「28,400円」を「33,600円」に改める。

第5条中「100分の2.41」を「100分の2.54」に改める。

第6条中「14,700円」を「15,200円」に改める。

第7条中「100分の2.21」を「100分の2.25」に改める。

第8条中「15,400円」を「15,800円」に改める。

第20条第1項第1号ア中「19,880円」を「23,520円」に改め、同号イ中「10,290円」を「10,640円」に改め、同号ウ中「10,780円」を「11,060円」に改め、同項第2号ア中「14,200円」を「16,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,600円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,900円」に改め、同項第3号ア中「5,680円」を「6,720円」に改め、同号イ中「2,940円」を「3,040円」に改め、同号ウ中「3,080円」を「3,160円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,260円」を「5,040円」に改め、同号イ中「7,100円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「11,360円」を「13,440円」に改め、同号エ中「14,200円」を「16,800円」に改め、同項第2号ア中「2,205円」を「2,280円」に改め、同号イ中「3,675円」を「3,800円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,080円」に改め、同号エ中「7,350円」を「7,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和7

年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年12月5日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。